

「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）（案）」及び  
「附属機器等に関する基準（KHKS0746）（案）」に対する  
パブリックコメント（意見募集）の結果について

平成25年10月31日  
液化石油ガス規格委員会  
委員長 坪井 孝夫

この度、液化石油ガス規格委員会が作成を行っている「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）（案）」及び「附属機器等に関する基準（KHKS0746）（案）」についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、液化石油ガス規格委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：5件

2. 対応

今回いただいたご意見に対する対応案を別添のとおり整理し、当該対応案について平成25年10月18日（金）から10月28日（月）に液化石油ガス規格委員会において書面審議を実施した結果、委員全員の賛成により了承されました。

以上

問合せ先：

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部 市川、原

TEL：03-3436-6108

FAX：03-3438-4163

e-mail：[lpg@khk.or.jp](mailto:lpg@khk.or.jp)

バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準の制定案に寄せられた  
意見に対する対応

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理 番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備 考
1	<p>バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS0745)</p> <p>2.3 鋼板の厚さ測定</p> <p>(意見)</p> <p>バルク告示第1条第2項イ(2)では、内面の目視検査は、規定されていない。本基準で内面の目視検査が新たに規定されている。どのような理由から追加されたのか？</p>	<p>大多数のバルク貯槽には検査穴が設けられていないことから、鋼板の厚さ測定は外面から定点測定により行うこととなります。この定点測定によって、バルク貯槽の鋼板の厚さが全面に渡って最少厚さ以上であることを確認するには、内面に腐食減肉等の欠陥がないことが前提となります。そのため内面の目視確認については、厚さ測定を行う前の事前確認として必要であると考え規定したものであり、新たな検査項目として追加したものではありません。</p>	
2	<p>バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS0745)</p> <p>2.4 外面の非破壊検査</p> <p>(意見)</p> <p>高圧ガス保安法保安検査基準KHKS0850-2では、内面の非破壊検査を規定している。高圧法、液石法と法律は違えども、ほぼ同じ性状の液化石油ガスを取り扱う設備である。高圧法同様に内部の劣化損傷を適切な検査方法により実施することが望ましいのではないかと。また、バルク</p>	<p>本基準案は、現行法令に基づき告示検査を実施するとの基本方針に従って作成したものとっております。非破壊検査の検査対象部位を外面とすることに関しては、液石法のバルク告示第1条第1項第2号イ(1)に定めるとおりであり、本基準案を作成するに当たって特別に検討したものではありません。</p>	

	<p>貯槽はガス物流末端の設備であり、取り扱いされる液化石油ガスに含まれる不純物も充填基地より多く含まれていると考えられる。そのような劣化損傷が懸念される設備でありながら外面の非破壊検査だけに特定した技術的根拠はどこにあるのか？</p>		
3	<p>バルク貯槽の告示検査等に関する基準 (KHKS0745)</p> <p>2.3 鋼板の厚さ測定</p> <p>2.4 外面の非破壊検査</p> <p>(意見)</p> <p>2.3 項では、告示にない内部の目視検査が追加されている。追加された根拠は明確ではないが、本文より腐食、割れ等、内部の劣化損傷を懸念してのことと推察される。しかし、2.4 項では、外面の非破壊検査に特定され、内部の劣化損傷を考慮していない。内部の劣化損傷を考慮するのであれば、高圧法保安検査基準のように、外部から適切な方法で内部の劣化損傷を確認する非破壊検査も併用すべきではないか？</p>	<p>整理番号 2 の考え方に基づき、本基準案は現行法令に従った内容となっております。</p>	
4	<p>バルク貯槽の告示検査等に関する基準 (KHKS0745)</p> <p>1.3.4.2 検査通則 (評価者に係る要件)</p> <p>附属機器等の告示検査に関する基準 (KHKS0746)</p> <p>1.3.4.2 検査通則 (評価者)</p> <p>(意見)</p> <p>評価者の要件「検査結果の判定を確実にを行うために必要となる要件」と</p>	<p>評価者については、告示検査の結果が本基準に適合しているかを適切に判断する知識を有していることが必要となり、例えば、高圧ガスプラントや液化石油ガスタンクローリの検査を適切に実施することができる者として KHK が認定を行っている高圧ガスプラント検査事業者認定 (KP) 又は液化石油ガスタンクローリ検査事業者認定 (KT) における検査員が一例とし</p>	

	<p>は 具体的にどのようなものが考えられるでしょうか。</p> <p>(理由) 実務経験とは別に「・・・必要となる要件」を求めているため、どのようなものが該当するか想定できないため。</p>	<p>て挙げられます。しかしながら、KP や KT における検査員が最低限のレベルではなく、告示検査の結果を適切に判断し得る知識を有している者であれば評価者とみなして差し支えありません。</p>	
5	<p>バルク貯槽の告示検査等に関する基準 (KHKS0745)</p> <p>2.3.1 鋼板の厚さ測定 (一般)</p> <p>(意見)</p> <p>鋼板の厚さ測定で内部の「目視確認において、腐食減肉・・・等の欠陥が確認されたものは不合格」は、その大小に関わらず不合格でしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>内部はファイバースコープ等での確認が主と考えられますが、測定精度が不明であるため、判定が困難と思われるため。</p>	<p>内面の目視確認では、目視により確認できた腐食等が使用上有害であるか否かを以て判断することになっております。このとき、使用上有害か否かの判断が困難である場合は、2.3.2②により該当箇所の厚さ測定を外面から行い、最少厚さ以上の厚さを有しているか確認を行うことになっております。</p>	